

八王子市多文化共生推進委員会開催要綱

(主旨)

第1条 八王子市多文化共生推進プラン（以下「プラン」という。）の推進に当たり、八王子市多文化共生推進委員会（以下「委員会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 委員会において意見等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) プランの進捗状況を確認し、評価や見直しによりプランを着実に推進していくため、必要な事項
- (2) 市の多文化共生推進施策に関し、必要な事項
- (3) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項

(参加者)

第3条 委員会は、別表に掲げる者から市長が参加を依頼する。

- 2 市長は、委員が欠けたときに、後任の委員の参加を依頼することができる。

(座長)

第4条 委員会に、委員会を進行する座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選任する。

(委員の参加の期間)

第5条 委員に参加を依頼する期間は、最初の依頼から2年後の年度末とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の参加の期間は、前の委員の残りの参加の期間とする。

(意見聴取等)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(委員会の開催期間)

第7条 委員会の開催期間は、平成35年度までとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民活動推進部多文化共生推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

別表

区分	選出理由等	人数
学識経験者	専門的立場から学識経験者の意見を求めるため	1名以内
八王子国際協会	外国人支援に携わる立場から意見を求めるため	2名以内
八王子国際化推進プラン 検討委員会委員	プラン策定に関わった委員から意見を求めるため	7名以内
公募による市民	広く市民の立場から意見を求めるため	2名以内